
がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業

審査基準

平成 18 年 5 月

東京都病院経営本部

目次

第1	事業者選定方法	1
第2	審査の枠組み	2
1	審査の流れ	2
2	各審査の内容	3
別紙1	入札参加要件	
別紙2	第2 2(2)イ(ア)評価項目「c 提案書類の基礎的審査」のうち、「サービスの対価の算定方法が入札説明書等に示した前提条件を正確に反映していること」、「事業遂行能力」、「事業履行の確実性」の確認内容等	

第1 事業者選定方式

本事業の事業者選定方式は、総合評価一般競争入札によることとし、審査委員会を通じて学識経験者の意見を聴取する。また、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続きは、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)に基づいて実施する。

本事業の入札に参加する資格を有する者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた法人又は法人のグループ(以下「応募者」という。)とする。

なお、本事業の審査は、以下のとおり、(1)一般競争入札参加資格の確認、(2)提案内容の審査、の2段階により実施する。

(1) 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の確認として、応募者が本事業を実施するために必要な能力を有していることを確認する。確認に際しては、都の競争入札参加資格有資格者であることや一定の実績などの形式面に加え、SPCを設立し、本事業を主導して実施しようとする法人(以下「代表企業」という。)が本事業を実施するために必要なマネジメント能力を有しているかといった実質面での確認も行う。

なお、マネジメント能力保有の確認は、書面によることを基本とし、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 6「マネジメント能力確認申請書」の趣旨を正しく理解するためにヒアリングを行う。

(2) 提案内容の審査

上記(1)において本事業を実施するために必要な能力を有すると判断された者から、具体的な業務の実施手段・方法やサービスの対価の額等について提案を受ける。提案を提出した者のうち、形式審査を通過し、かつ、性能と価格との総合的な評価において総合点が最も高い提案を提出した者を落札者として決定する。

なお、提案内容の審査は、書面によることを基本とし、提案の趣旨を正しく理解するためにヒアリングを行う。

第2 審査の枠組み

1 審査の流れ

(1) 一般競争入札参加資格の確認 (平成18年8月上旬)

< 確認内容 >

ア 形式確認

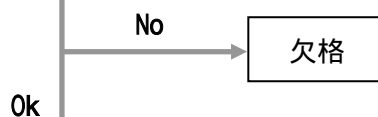
以下について確認し、応募者等が入札説明書で規定する本事業の入札参加資格基準を満たしていることを確認する。

- (ア) 入札参加要件のうちア～ウが満たされているか
- (イ) 応募者等を構成する法人の制限に関する規定を遵守しているか
- (ウ) 応募者等の構成等に関する規定を遵守しているか

イ 実質確認

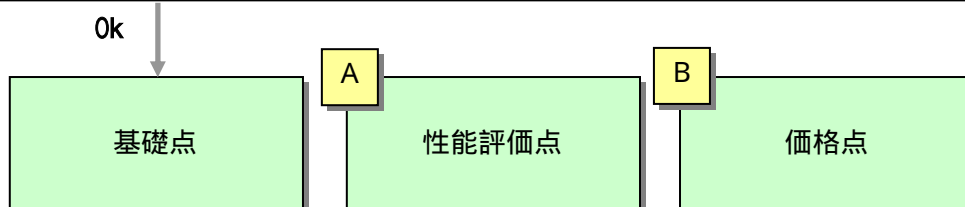
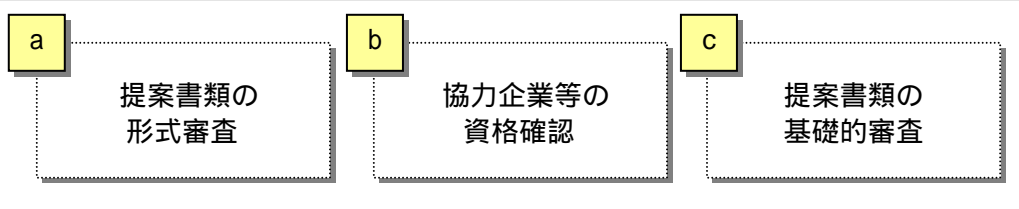
以下について確認し、代表企業が本業務を実施するために必要なマネジメント能力を有していることを確認する。

- (ア) 医療・病院に対する基本的な理解度と本事業に対する姿勢
- (イ) 本事業に対する認識度
- (ウ) 事業者に求められている役割に対する理解度



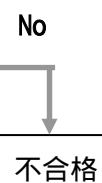
(2) 提案内容の審査 (平成19年3月中旬)

< 確認・評価内容 >



総合評価点 = 基礎点 (a~c) + 性能評価点 (A) + 価格点 (B)

落札者の決定



2 各審査の内容

(1) 一般競争入札参加資格の確認

ア 確認の概要

一般競争入札参加資格の確認として、応募者が本事業を実施するために必要な能力を有していることを確認する。確認に際しては、都の競争入札参加資格有資格者であることや一定の実績などの形式面に加え、SPCを設立し、応募者の代表企業が本事業を実施するために必要なマネジメント能力を有しているかといった実質面での確認を行う。

(ア) 形式確認

以下について確認し、応募者等が入札説明書で規定する本事業の入札参加資格基準を満たしていることを確認する。

なお、入札説明書の記載該当箇所を抜粋し、別紙1に示す。

- a 入札参加要件のうちア～ウが満たされているか（入札説明書第3-3(2)ア～ウの要件が満たされているか）
- b 応募者等を構成する法人の制限に関する規定を遵守しているか（応募者等を構成する法人が、入札説明書第3-3(3)ア～キのいずれにも該当していないか）
- c 応募者等の構成等に関する規定を遵守しているか（入札説明書第3-3(5)ア～ウの規定を遵守しているか）

(イ) 実質確認

以下について確認し、代表企業が本事業を実施するために必要なマネジメント能力を有していることを確認する。

- a 医療・病院に対する基本的な理解度と本事業に対する姿勢
- b 本事業に対する認識度
- c 事業者に求められている役割に対する理解度

イ 確認対象及び配点等

(ア) 形式確認

確認対象	配点 (大)	確認項目	配点 (小)	採点の基準
a 入札参加要件が満たされていること	-	入札参加要件のア～ウが満たされていることを確認する。	-	-
b 応募者等を構成する法人の制限に関する規定の遵守	-	応募者等を構成する法人の制限に関する規定が遵守されていることを確認する。	-	-
c 応募者等の構成等に関する規定の遵守	-	応募者等の構成等に関する規定が遵守されていることを確認する。	-	-

(イ) 実質確認

確認対象	配点 (大)	確認項目	配点 (小)	採点の基準
a 医療・病院に対する基本的な理解度と本事業に対する姿勢	30点	がん・感染症医療センターが目指す「最先端の機能を有した病院」について適切な認識を有しているか。	10点	5 (10点): 大変優れており、全ての事項が有機的に関連付けられている。
		駒込病院の問題点・課題を十分に理解しているか。	10点	4 (8点): 優れている。 3 (6点): 必要なレベルには達している。
		がん・感染症医療センターが最高のレベルの医療を行うために、病院のパートナーとして求められているサポートについて適切な認識を有しているか。	10点	2 (4点): 必要なレベルに達していないところがある。 1 (2点): 必要な提案がなされていない。

確認対象	配点 (大)	確認項目	配点 (小)	採点の基準
b 本事業に対する認識度	40 点	一日たりとも運営休止が許されない病院において、安全を確保しながら改修を完了させることの重要性を十分に認識しているか。	10 点 × 2	5 (20 点): 大変優れており、全ての事項が有機的に関連付けられている。 4 (16 点): 優れている。 3 (12 点): 必要なレベルには達している。
		落札後、短期間のうちに滞りなく維持管理及び運営を開始させるために必要な見識を有しているか。	10 点 × 2	2 (8 点): 必要なレベルに達していないところがある。 1 (4 点): 必要な提案がなされていない。
c 事業者に求められている役割に対する理解度	30 点	都が求めているものを十分に理解した上で、それに対応し得る適切な統括マネジメント体制を構築するために必要な見識を有しているか。	10 点	5 (10 点): 大変優れており、全ての事項が有機的に関連付けられている。 4 (8 点): 優れている。
		都のモニタリングについての考えを十分に理解した上で、それに対応し得るセルフモニタリングの体系を構築するために必要な見識を有しているか。	10 点	3 (6 点): 必要なレベルには達している。 2 (4 点): 必要なレベルに達していないところがある。
		長期契約に対応し得る事業計画を構築するために必要な見識を有しているか。	10 点	1 (2 点): 必要な提案がなされていない。

総計	100 点
----	-------

(100 点)

ウ 確認方法

まずは、資格確認申請時必要書類により形式面等についての確認を行い、上記イ(ア)記載の全ての要件を満たしていることを確認する。

次に、上記イ(イ)に基づき、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」に収録されている様式 - 6「マネジメント能力確認申請書」について書面を確認することにより、マネジメント能力保有の確認を行う。なお、当該申請書の趣旨を正しく理解するためにヒアリングを行うものとし、ヒアリングには、当該応募者が落札者となった場合に、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」第2-1(三)記載のPMrとして、当面の間、業務統括チームを率いるPMr候補者が確定していればその者の、確定していない場合は提案書の作成段階における責任者の出席を求める。

エ 確認結果

応募者が形式確認の全ての要件を満たし、かつ、実質確認において70点以上の点数が得られた場合、当該応募者は本事業の入札参加資格を有するものとみなす。ただし、1項目でも上記イの「採点の基準」において1に該当する確認項目があった場合、その応募者は失格とする。なお、当該確認は、応募者が本事業を実施するために必要な能力を有していることの確認を目的としており、この結果は提案内容の審査には持ち越さない。

オ 一般競争入札参加資格確認基準日

一般競争入札参加資格確認基準日は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の最終日の平成18年7月20日(木曜日)とする。

(2) 提案内容の審査

ア 審査の概要

上記(1)の一般競争入札参加資格の確認において本事業を実施するために必要な能力を有すると判断された者から、具体的な業務の実施手段・方法やサービスの対価の額等について提案を受ける。提案を提出した者のうち、形式審査を通過し、かつ、性能と価格との総合的な評価において総合点が最も高い提案を提出した者を落札者として決定する。

イ 審査対象及び配点等

(ア) 形式審査

審査対象	配点 (大)	評価項目	配点 (小)	採点の基準
a 提案書類の形式審査	-	入札に当たり、必要な資料が揃っていることを確認する。	-	全てを満たしていれば、基礎点 100点を付与する。
		必要書類の内容が書類間で整合していることを確認する。	-	
b 協力企業等の資格確認	-	協力企業等が競争入札参加資格有資格者であることを確認する。	-	
c 提案書類の基礎的審査	-	全ての提案内容が要求水準を満たしていることを確認する。	-	
		全ての業務について、提案された仕様とサービスの対価の内訳との整合性が図られていることを確認する。	-	
		サービスの対価の算定方法が入札説明書等に示した前提条件を正確に反映していることを確認する。	-	
		事業遂行能力を確認する。	-	
		事業履行の确实性を確認する。	-	

(1) 実質審査

審査対象	配点 (大)	評価の視点
a 改修事業への 取組み	200 点	<p>以下のような事項を評価する。</p> <p>本事業に対し、基本的な理解を有しているか。</p> <p>工事期間中における安全性が確実に確保される体制となっているか。</p> <p>仮設計画、移転計画等が安全性の高いものとなっているか。</p> <p>想定外の事態が生じた場合であっても、臨機応変に対応し、病院運営の支障となることなく、工事を円滑に進めることができるか。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
b 施設整備 (設計の理念や アイデア)	200 点	<p>以下のような事項を評価する。</p> <p>病院が持つ問題点・課題に対し、有効な解決策が示されているか。</p> <p>動線の工夫など施設のレイアウトが機能的かつ合理的なものとなっているか。</p> <p>耐震性の向上など災害時における病院機能の維持について有効な対策がなされているか。</p> <p>快適性とホスピタリティを備えた施設が実現されるか。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
c 病院運営・維持 管理	100 点	<p>以下のような事項を評価する。</p> <p>事業期間中にわたり、適切な病院運営・維持管理がなされる計画・体制となっているか。</p> <p>将来の医療の成長と変化や、情報技術の発展等に適切に対応できる運営計画となっているか。</p> <p>調達の考え方が適切か。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

審査対象	配点 (大)	評価の視点
d 事業全体のマネジメント	150 点	<p>以下のような事項を評価する。</p> <p>事業期間中にわたり、適切な統括マネジメントがなされる仕組みが構築されているか。</p> <p>セルフモニタリングの方法が適切で、サービスの質の向上が図られる仕組みとなっているか。</p> <p>将来の環境変化に確実に対応できる事業計画となっているか。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
A 性能評価点	650 点	
B 価格点	350 点	<p>財政資金の効率的かつ効果的な活用 (計算式)</p> $350 - ((入札金額 - 最低入札金額) \times (23 / 10^9))$
合計 (A + B)	1000 点	

ウ 落札者の決定方法

まずは、入札時必要書類の形式面等についての確認を行い、上記イ(ア)記載の全ての要件を満たしていることを確認する。

次に、形式審査を通過した応募者の提案書を対象に、上記イ(イ)に従い、性能と価格とを総合的に評価し、総合点が最も高い提案を提出した者を落札者として決定する。

総合点が最も高い提案を提出した者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない都の職員が代わりにくじを引き、落札者を決定する。

なお、入札説明書別紙4「予定総額及び参考価格」に示す予定総額を超過した応募者の提案は、失格となる。

(ア) 形式審査

上記イ(ア)に基づき、形式審査の全ての要件を満たしていることが確認できた場合、当該提案に基礎点を付す。形式審査において満たしていない項目がある場合、当該提案は不合格となる。

なお、評価項目「c 提案書類の基礎的審査」の趣旨は、提案書類の形式的な確認だけでなく、提案する各業務の仕様が業務要求水準を満たしているか、提案どおりのサービスが提供可能であるのかを確認し、都の求める一定の水準に達した的確な応募者であるかを確認することにある。なお、この項目のうち、「サービスの対価の算定方法が入札説明書等に示した前提条件を正確に反映していること」、「事業遂行能力」、「事業履行の確実性」の確認は、別紙2に基づき行う。

(イ) 実質審査

a 性能の評価方法

上記イ(イ)に従い、提案内容のうちの性能を点数化し、性能評価点を算定する。

性能の評価は、提案書について書面を評価することにより行う。なお、提案書の趣旨を正しく理解するためにヒアリングを行うものとし、ヒアリングには、当該応募者が落札者となった場合に、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」第2-1(三)記載のPMrとして、当面の間、業務統括チームを率いるPMr候補者の参加を求める。

b 価格の評価方法

上記イ(イ)に従い、提案内容のうちの価格を点数化し、価格点を算定する。

価格点算定のための計算式は、以下のとおりである。

$$350 - ((入札金額 - 最低入札金額) \times (23 / 10^9))$$

なお、価格点は、小数点第三位以下を四捨五入し、小数点第二位までを求める。

また、価格点の最低点は0点とする。したがって、算定の結果、マイナスの値が生じた場合、その価格点は0点となる。

例：

応募者名	入札金額	価格点の算出方法
A	1,000 億円	$350 - ((1000 \text{ 億円} - 1000 \text{ 億円}) \times (23 / 10^9))$ $= 350 - (0 \times 0.000000023)$ $= 350 - 0$ $= 350$
B	1,050 億円	$350 - ((1050 \text{ 億円} - 1000 \text{ 億円}) \times (23 / 10^9))$ $= 350 - (5000000000 \times 0.000000023)$ $= 350 - 115$ $= 235$
C	1,100 億円	$350 - ((1100 \text{ 億円} - 1000 \text{ 億円}) \times (23 / 10^9))$ $= 350 - (10000000000 \times 0.000000023)$ $= 350 - 230$ $= 120$

(注) 上記金額はあくまでも例であり、本事業における想定入札金額の数値とは異なる。

(ウ) 総合評価

形式審査における基礎点と実質審査における性能評価点及び価格点を合計した総合評価点が最も高い提案を提出した応募者を落札者として決定する。

別紙1 入札参加要件

本審査基準第2 2(1)(ア) a 「入札参加要件」が満たされているか
(入札説明書第3 3(2)ア~ウの要件が満たされているか)

以下は、入札説明書第3 3(2)ア~ウの抜粋である。

(2) 入札参加要件

ア 代表企業

代表企業は、以下に示す資格の全てを有することを要する。

(ア) 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者又は平成18・19・20年度物品買入れ等競争入札参加資格有資格者のいずれかであること。

なお、当該資格を有していない場合は、平成18年6月15日(木曜日)までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成18年7月1日(土曜日)までに資格を取得していなければならない。

(イ) 代表企業が設計業務、工事業務、工事監理業務の実施を担う場合は、下記イに示す資格を有していること。

(ウ) 統括マネジメント業務を行うために必要な機能を提供する能力を有していること。

イ 特定協力企業

S P Cへの出資の有無に関わらず、特定協力企業は、以下に示すそれぞれの業務を担う者ごとに定める資格の全てを有することを要する。

なお、工事業務と工事監理業務は、同一の者が兼ねてはならない。

(ア) 設計業務の遂行を担う者

a 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者であること。

なお、当該資格を有していない場合は、平成18年6月15日(木曜日)までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成18年7月1日(土曜日)までに資格を取得していなければならない。

b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

c 平成3年4月1日から平成18年3月31日までの間に設計が完了した一般病床400床以上の病院設計を主契約者として受注した実績を有していること。

(イ) 工事業務の実施を担う者

a 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者で、業種07の建築工事に格付けされていること。

なお、当該資格を有していない場合は、平成18年6月15日(木曜日)までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成18年7月1日(土曜日)までに資格を取得していなければならない。

- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- c 同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。
- d 平成3年4月1日から平成18年3月31日までの間に完成した、一般病床400床以上の病院建設の施工実績があること。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

(ウ) 工事監理業務の実施を担う者

- a 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者であること。なお、当該資格を有していない場合は、平成18年6月15日（木曜日）までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成18年7月1日（土曜日）までに資格を取得していなければならない。
- b 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ マネジメント・サポート企業

マネジメント・サポート企業がS P Cに出資する場合は、都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者又は平成18・19・20年度物品買入れ等競争入札参加資格有資格者のいずれかであること。

なお、当該資格を有していない場合は、平成18年6月15日（木曜日）までに、建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査を完了させ、平成18年7月1日（土曜日）までに資格を取得していなければならない。

本審査基準第2 2(1)(ア) b「応募者等を構成する法人の制限」に関する規定を遵守しているか（応募者等を構成する法人が、入札説明書第3 3(3)ア～キのいずれにも該当していないか）

以下は、入札説明書第3 3(3)の抜粋である。

(3) 応募者等を構成する法人の制限

応募者等を構成する法人は、以下のいずれにも該当してはならない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第107条の規定によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て又は通告がなされている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132

- 条又は第 133 条の規定による破産申立てがなされている者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年 3 月31日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- カ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年 4 月 1 日付17財経総第1543号）に基づき、（ 6 ）に定める一般競争入札参加資格確認基準日に指名停止の措置を受けている者
- キ 納期限の到来した法人事業税を滞納している者

本審査基準第 2 2（1）(ア) c 「応募者等の構成等に関する規定」を遵守しているか（入札説明書第 3 3（5）ア～ウの規定を遵守しているか）

以下は、入札説明書第 3 3（5）ア～ウの抜粋である。

（ 5 ）応募者等の構成等に関する規定

- ア 代表企業及び協力企業のうち S P C に出資する者は、他の応募者を構成することはできない。
- イ 代表企業及び協力企業のうち S P C に出資する者との間で財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社若しくは子会社又は同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）の関係にある法人は、それぞれ他の応募者を構成することはできない。
- ウ 以下に掲げる本事業に係る都のアドバイザーが所属する法人若しくはその関係会社又は審査委員会委員が属する法人若しくはその関係会社は、応募者等を構成することはできない。
- （ア）財団法人 日本経済研究所
- （イ）株式会社 病院システム
- （ウ）株式会社 伊藤喜三郎建築研究所
- （エ）西村ときわ法律事務所

別紙2 第2 2(2)イ(ア)評価項目「c 提案書類の基礎的審査」のうち、「サービスの対価の算定方法が入札説明書等に示した前提条件を正確に反映していること」、「事業遂行能力」、「事業履行の確実性」の確認内容等

1 「サービスの対価の算定方法が入札説明書等に示した前提条件を正確に反映していること」の確認

(1) 確認方法

サービスの対価の算定方法が入札説明書等に示した前提条件を正確に反映しているかについて確認する。サービスの対価の算定方法に誤りがあることが明らか場合は、都は内容を確認の上、不合格とするか否かの判断を行う。

(2) 確認項目及び確認内容

確認項目	確認内容
前提条件が正確に反映されていること	物価変動率を見込まないで計算しているか。
	入札説明書等で指定した基準金利を用いているか。
算定方法	支払利息の計算方法は適正か。
	サービスの対価の総額が、業務ごとに見積もられた費用を基に、適正に算定されているか。

2 「事業遂行能力」の確認

(1) 確認方法

ア 確認の対象

応募者を構成する法人のうち、東京、大阪又は名古屋証券取引所1部又は2部上場企業

イ 確認の方法

下記(2)に基づき、以下の(ア)～(ウ)を評価することにより事業遂行能力を確認する。各確認項目に対応した指標が一定の基準に達しておらず、かつ、代替信用補完措置も提案されていない場合は、不合格とする。

(ア) 資力

事業を行うに当たっての資金確保が可能か。

(イ) 信用力

事業を計画どおり実施し得る財政力(体力・安定性)があるか。

(ウ) 債務返済能力

返済不能となる危険性がないか。

(2) 確認項目及び内容

ア 確認基準

確認項目	確認内容	確認に用いる指標	確認基準
資力	提案事業に必要な資金が既存の事業活動の中で生み出されているか。	事業キャッシュフロー規模	事業キャッシュフロー規模が3期連続で総額がマイナスでないこと。
		総キャッシュフロー規模	総キャッシュフロー規模が3期連続で総額がマイナスでないこと。
信用力	過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。	経常損益	経常損益が3期連続で赤字でないこと。
		自己資本金額	自己資本金額が3期連続で債務超過でないこと。
債務返済能力	SPCの債務を負担し得る能力があるか。	利払能力	利払能力の最近期の値が1.0以上であること。
		有利子負債比率	有利子負債比率の最近期の値が100%未満であること。
代替信用補完措置		個々の補完措置ごとに判断	代替信用補完措置が必要となる者がいる場合、その役割に応じた代替信用補完措置を付していること。

イ 確認に用いる指標の算出根拠

確認項目	確認に用いる指標	算出根拠
資力	事業キャッシュフロー規模	事業損益 - 支払利息・割引料 + 減価償却費 + 諸引当金等 (1)
	総キャッシュフロー規模	当期純損益 - 配当・賞与 + 減価償却費 + 諸引当金等 (2)
信用力	経常損益	経常損益
	自己資本金額	資本の部合計
債務返済能力	利払能力	(事業損益 + 減価償却費) / 支払利息・割引料
	有利子負債比率	有利子負債 / 使用総資本

(1) 売上原価及び販売費・一般管理費に含まれる引当金繰入額

(2) 当期費用に含まれる引当金繰入額及びその他の現金支出を伴わない費用

(注) 確認に用いる指標としては、単体の財務諸表を使用する。

指標項目の内容は、次のとおりである。

事業損益 = 営業損益 + 受取利息 + 配当金

賞与 = 利益処分の中で行われる賞与

使用総資本 = 流動資産 + 固定資産 + 繰延資産 + 割引譲渡手形

3 「事業履行の確実性」の確認

(1) 確認方法

「事業計画の確実性」及び「リスクマネジメント能力」を評価することにより、「事業履行の確実性」を確認する。確実性に不安がある場合は、都は内容を確認の上、不合格とするか否かの判断を行う。

(2) 確認項目及び確認内容

確認項目	確認内容
事業計画の確実性	運転借入は発生していないか。
	ダウンサイドリスクの検討は十分なされているか。
	資金不足対策は実効的か。
リスクマネジメント能力	考え得るリスクが網羅的に把握され、かつ、適切に分担されているか。
	リスクへの対応は実効的か。
	事業内容に見合った保険を付保しているか。